

研究主題

いじめ問題に関する研究（2年次）

目次

第1	研究の概要	164
第2	研究の基本的な考え方	165
1	いじめ問題に関する研究の背景	165
2	研究の位置付け	166
3	研究のねらい	166
4	研究の経過	166
5	研究内容の概要	167
(1)	基礎研究	167
(2)	調査研究	167
(3)	事例研究	168
第3	研究の内容	169
1	基礎研究	169
(1)	いじめの定義	169
(2)	「いじめ防止対策推進法」及び「いじめ防止等のための基本的な方針」について	170
2	調査研究	172
(1)	調査研究について	172
(2)	調査研究の分析	172
3	事例研究	179
(1)	事例研究について	179
(2)	いじめの事例分析	179
(3)	臨床心理士による聞き取り調査の分析	186
第4	研究のまとめ	188
1	いじめ問題への対応における課題及びいじめが深刻化した原因、 課題に対する解決策	188
(1)	子供の意識など	188
(2)	教員の対応力	189
(3)	学校体制の整備と関係機関との連携	190
2	今後の検討課題	191
(1)	「いじめ問題に関する教員研修」の実施	191
(2)	「いじめ問題に対応できる力を育てるために－いじめ防止教育プログラム－」の 作成・活用	191
○	参考文献・資料等	192

＜研究の成果と活用＞

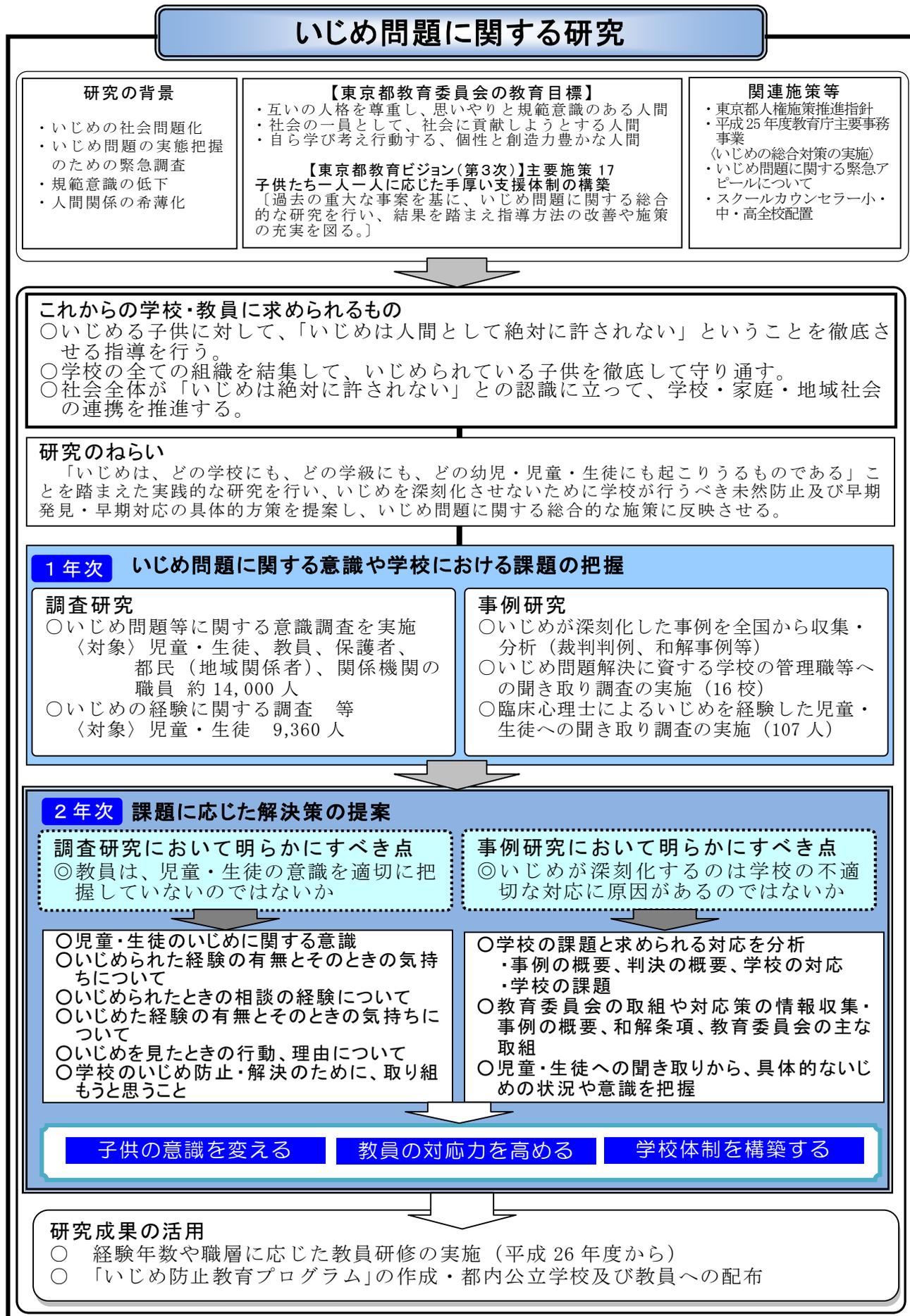
1 研究の成果

- いじめ問題への対応における課題と深刻化した原因を、「子供の意識など」、「教員の対応力」、「学校体制の整備と関係機関との連携」の3点に分類した。
- 課題に対する解決策を分類した観点に合わせて示した。

2 研究成果の活用

- 「いじめ問題に関する教員研修」の実施
- 「いじめ問題に対応できる力を育てるために－いじめ防止教育プログラム－」の作成・活用

第1 研究の概要



第2 研究の基本的な考え方

1 いじめ問題に関する研究の背景

昭和 50 年代にいじめが社会問題として取り上げられてから、およそ 10 年ごとにいじめ問題は大きな社会問題になっている。いずれも執拗ないじめを受け、いじめられた児童・生徒がいじめを苦に自ら命を絶ったことが取り上げられるきっかけとなっている。教育行政や学校関係者等は、その都度、学校と連携しながら、いじめ問題に関する教職員向けの研修会を実施したり、啓発資料等を作成・配布したりするなど、いじめが原因で子供が自らの命を絶つことが二度とないよう様々な対応をしてきた。

東京都教育委員会としても、いじめの構造を探り、いじめが起こる原因や背景を明らかにして、いじめ解決の具体的な方策を追究することなどを中心に研究を進めてきた。東京都教職員研修センター前身の東京都立教育研究所においては、昭和 59 年度から昭和 61 年度にかけて、「いじめ—いじめられの心理と構造に関する基礎的研究」、平成 7 年度から平成 9 年度にかけて、「いじめ解決の方策を求めて」、「いじめの心理と構造を踏まえた解決の方策」などの研究を行ってきた。

東京都教職員研修センターとなってからは、平成 18 年度に、研修資料「今、あなたにできること—いじめ問題の解決を図るための研修資料—」を作成し、教員の研修に活用するなど、いじめ解決に向けた学校の指導體制の在り方やいじめ根絶への教育内容・方法についての開発に重点を置いてきたところである。

しかし、東京都をはじめ、各自治体では、いじめ問題の研究等に取り組み、いじめを苦に自らの命を絶つということがないよう対策をしてきたにも関わらず、児童・生徒が、いじめが原因で自ら命を絶つという深刻な事態が発生している。平成 23 年 10 月に発生した大津市のいじめ自殺に関する事案が大きな社会問題となり、東京都でも平成 24 年 9 月に同様の深刻な事態が発生した。

東京都教育委員会は、いじめ問題に関する実態を緊急に把握し、速やかに対応する必要があることから、平成 24 年 7 月に都内公立学校 2,184 校を対象として「いじめ問題の実態把握のための緊急調査」を実施した。これは、児童・生徒からのいじめの情報をもとに把握するとともに、いじめの疑いがあるような事例に対しても、見逃さずに迅速に対応する必要があることから実施したものである。

調査結果は、いじめとして認知した件数が 3,535 件、いじめの疑いがあると思われる件数が 7,972 件にも上り、合計すると 11,507 件となった。

このような実態を受け、平成 24 年 9 月から教育庁指導部が中心となり、いじめの総合対策を推進することになった。

東京都教育委員会は、いじめの根絶に向けて、社会全体でいじめを許さない気運の醸成、学校の危機意識と対応力の向上、相談体制の充実、関係機関との連携、調査・研究等の取組について、学識経験者、精神科医、弁護士等で専門家会議を組織したり、生活文化局や警視庁等をはじめとする関係各局等と連携を図ったりすることとした。そして、その一環としていじめ問題に関する研究を実施することとした。

2 研究の位置付け

東京都教育委員会で推進しているいじめの総合対策における取組の一つである「いじめ問題に関する研究」では、これまでの研究に新たな視点を加え、施策に結び付くような提言を行う必要がある。本研究では、児童・生徒等を対象に実施したいじめに関する意識調査等の分析や、いじめが深刻化した事例の分析を通して、いじめ問題への対応における課題を明らかにした。そして、研究の結果については、「いじめに関する専門家会議」へ提示し、いじめ総合対策に反映させていくこととした。

3 研究のねらい

「東京都教育ビジョン（第3次）」では、主要施策 17「子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築」を掲げている。その中で、いじめ、暴力行為、不登校等の児童・生徒の問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決を図るための取組の一層の充実を図る必要があるとされている。いじめは、いじめを受けた子供の心に長く深い傷を残すものであり、いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの幼児・児童・生徒にも起こりうるものである。この認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。とりわけ、子供の尊い命が失われることはあってはならず、早期発見・早期対応を基本として取組を講じることが必要となる。

いじめの被害を受けた子供がいじめを発信できる環境を作り、大人が確実にその発信を受け止め、いじめの深刻化を防ぐための取組を進める必要がある。また、日常的に児童・生徒に対して、「いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である」という認識を徹底させる適切な指導を行うこと、いじめられている児童・生徒を徹底して守り通すこと、学校・家庭・地域社会の連携を推進していくことが求められている。そこで研究のねらいを次のように定めた。

● 研究のねらい

「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの幼児・児童・生徒にも起こりうるものである」ことを踏まえた実践的な研究を行い、いじめを深刻化させないために学校が行うべき未然防止及び早期発見・早期対応の具体的方策を提案し、いじめ総合対策に反映させる。

4 研究の経過

(1) 1年次（平成 24 年度）

- 平成 24 年 10 月 第 1 回「いじめ問題に関する研究」研究部会を発足（研究部会 週 1 回）
- 平成 24 年 10 月 第 1 回「いじめ問題研究推進プロジェクトチーム」を発足（検討会月 1 回）
- 平成 24 年 12 月 第 1 回「いじめ問題に関する研究」研究推進委員会の開催
- 平成 25 年 3 月 第 2 回「いじめ問題に関する研究」研究推進委員会の開催

(2) 2年次（平成 25 年度）

- 平成 25 年 4 月 第 1 回「いじめ問題に関する研究」研究部会を発足（研究部会 週 1 回）
- 平成 25 年 4 月 第 7 回「いじめ問題研究推進プロジェクトチーム」検討会を開催（月 1 回）
- 平成 25 年 6 月 第 1 回「いじめ問題に関する研究」推進本部会議の開催
- 平成 25 年 10 月 第 2 回「いじめ問題に関する研究」推進本部会議の開催
- 平成 25 年 12 月 第 3 回「いじめ問題に関する研究」推進本部会議の開催
- 平成 26 年 1 月 「いじめ問題に関する研究」中間報告会
- 平成 26 年 2 月 「いじめ問題に関する研究報告書」教育委員会資料配布
- 平成 26 年 2 月 「いじめ防止教育プログラム」教育委員会報告
- 平成 26 年 3 月 第 4 回「いじめ問題に関する研究」推進本部会議の開催

※ 平成 24 年度の『いじめ問題に関する研究』研究推進委員会について、平成 25 年度は「いじめ問題に関する研究」推進本部」と名称を改めた。

5 研究内容の概要

本研究では、(1)基礎研究 (2)調査研究 (3)事例研究を行った。

(1) 基礎研究

これまでのいじめに関する研究内容や国の施策、都道府県や東京都内のいじめ問題に関する取組等を整理した。

(2) 調査研究

児童・生徒、教員、保護者、都民（地域関係者）、関係機関の職員に対して、いじめに関する意識を調査し、いじめ問題に関する課題を明確にし、今後の学校が取るべき方策を追究する。

調査研究における主な質問項目

対象	主な項目
児童・生徒 教員 保護者 都民 関係機関	<ul style="list-style-type: none"> いじめの背景や原因についてどのようなことがあると思いますか いじめの解消についてどのようなことが大切だと思いますか 「いじめられる子供」は、なぜいじめられるのだと思いますか 「いじめられる子供」は、なぜいじめられるのだと思いますか 「いじめを見ている子供」は、なぜいじめを見ているのだと思いますか 「いじめられていることを相談できない子供」は、なぜ相談できないのだと思いますか インターネットや携帯電話はいじめにどのように関わっていると思いますか
児童・生徒のみ	<ul style="list-style-type: none"> クラスの誰かをからかうことを悪いと思いますか 特定の人を仲間外れにしたり、無視したりすることを悪いと思いますか いらいらしていることが多いですか 気持ちが沈んでいることが多いですか 授業は楽しいですか いじめられるのがつらくても自殺してはいけなと思いますか 等 (いじめられた経験) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われたことがありますか いじめられたとき、どう思いましたか いじめられたことを誰かに相談しましたか いじめられたことを誰に相談しましたか 等 (いじめた経験) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言ったことがありますか 等 (いじめを見た経験) クラスで、冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言うなどの行動を見たり聞いたりしたことがありますか いじめを見たとき、あなたはどうしましたか <自尊感情について> あなたは自分のことが好きですか 等
教員のみ	<ul style="list-style-type: none"> 分かる授業の工夫がいじめ防止につながると思えますか いじめ問題を解決したことがありますか 学校でいじめがあったとき学校ではどのような対応をしていますか 等
保護者・関係機関のみ	<ul style="list-style-type: none"> これまで学校でいじめがあったとき、学校がどのような対応をしているか知っていますか
保護者・都民・関係機関のみ	<ul style="list-style-type: none"> 学校のいじめの防止・解決のために、取り組もうと思うことは何ですか 等 (例) 保護者 …学校に相談する 都民 …いじめを見つけたとき学校に報告する 関係機関 …学校と協力して解決を図る 等

※ 本紀要では、上記の質問項目のうち、主に以下の内容の分析結果を記した。

- いじめの背景や原因
- いじめの解消のために大切なこと
- いじめられた経験
- 相談の経験
- いじめられた経験といじめた経験の関係等
- いじめを見たり聞いたりした経験
- いじめの経験と自尊感情との関連等
- インターネットや携帯電話等といじめとの関連
- いじめ解決のために取り組もうと思うこと（保護者、都民、関係機関）

(3) 事例研究

- ・ いじめが深刻な事態に至った事例を分析することで、学校が取らなければならない対応の課題を明確にし、今後の学校が取るべき方策を追究する。
- ・ 臨床心理士による児童・生徒への聞き取り調査を実施することで、調査研究から明らかになった課題をさらに分析し、今後の学校が取るべき方策を追究する。

事例研究における目的と主な項目

分類		目的	主な内容
深刻な 事態に 至った 事例	裁判 事例	○学校の課題と求められる対応を分析する	・事例の概要 ・判決の要旨 ・学校の課題
	和解に至 った事例	○教育委員会の取組や対応策の情報を収集する	・事案の概要 ・和解条項 ・和解後における教育委員会の主な取組
	東京都の 事例	○学校の課題と求められる対応を分析する	・事例の概要 ・学校の課題
都内公立学校 （管理職）からの 聞き取りの事例		○学校の課題と求められる対応を分析する	・事例の概要 ・学校の対応 ・本事例に対する考察
臨床心理士による 児童・生徒への聞き 取り調査結果の分析		○児童・生徒への聞き取りから、具体的ないじめの状況や意識を把握する	・学校生活の様子 ・いじめられた経験 ・いじめの態様 ・いじめられたときの気持ち ・いじめに関する相談経験 ・相談した・しないの理由 ・相談した人 ・相談した人以外に相談しない理由 ・相談したときの感想 ・いじめを見た経験 ・いじめを見たときの行動とその理由 ・いじめた経験 ・いじめたときの気持ち 等

第3 研究の内容

1 基礎研究

(1) いじめの定義

文部科学省では、児童・生徒がいじめを受けたことを原因に自ら命を絶った事案を受け、平成18年度に今までのいじめの定義を見直した。

また、平成24年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（平成25年5月16日付初等中等教育局児童生徒課長通知において依頼）から、当該調査におけるいじめの定義において、いじめの中には早期に警察に相談・通報することが必要なものが含まれること等を明記した。（破線内を追加）

さらに、平成25年6月28日に「いじめ防止対策推進法」が制定され、いじめの定義の見直しが行われた。

【これまでの定義】

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

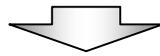
（注1）「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童・生徒の気持ちを重視することである。

（注2）「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

（注3）「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

（注4）「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

（注5）けんか等を除く。ただし、外見的にはけんかのように見えることでも、よく状況を確認すること。



平成25年6月28日公布「いじめ防止対策推進法」

いじめの定義

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(2) 「いじめ防止対策推進法」及び「いじめ防止等のための基本的な方針」について

本法律は、国に対し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）の策定を求めているとともに、地方公共団体に対しては、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じた同様の基本的な方針（以下「地域いじめ防止基本方針」という。）の策定に努めるよう求め、また、学校に対しては、いじめ防止基本方針又は地域いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じた同様の基本的な方針の策定を求めている。さらに、学校の設置者及びその設置する学校が講ずべきいじめの防止等に関する措置や、重大事態への対処等について規定している。

ア 「いじめ防止対策推進法（概要）」

一 総則

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。
※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）
- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

二 いじめの防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）について定めること。
※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務
- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

三 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- 1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として（1）道徳教育等の充実、（2）早期発見のための措置、（3）相談体制の整備、（4）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として（5）いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、（6）調査研究の推進、（7）啓発活動について定めること。
- 2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として（1）いじめの事実確認、（2）いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、（3）いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。
- 4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

四 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 地方公共団体の長等（※）に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による1の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。
※公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

五 雑則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

（一から五までのいずれも、公布日から起算して三月を経過した日から施行）

イ いじめの防止等のための基本的な方針（抜粋）

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、文部科学大臣は、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

（中略）

第 2 いじめの防止等のための対策に関する事項

3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策（より一部抜粋）

(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校の設置者及び学校は、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる（別添 2【学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント】参照）。

i) いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

ii) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

iii) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

2 調査研究

(1) 調査研究について

調査研究では、児童・生徒に対して、学校生活や自分自身のこと、いじめの経験など、児童・生徒、教員、保護者、都民（地域関係者）、関係機関の職員に対して、いじめに関する意識などを質問紙にて調査した。なお、平成7年度東京都立教育研究所「いじめ問題の研究」では、いじめの心理と構造等に関する研究を行った。当時と同じ項目の調査を実施し、当時の児童・生徒の意識と現在の児童・生徒の意識とを比較するとともに、インターネットやメール等のマナーやルールなどの新たな項目を追加した。

ア 調査方法 質問紙調査

イ 調査期間 平成25年1～2月

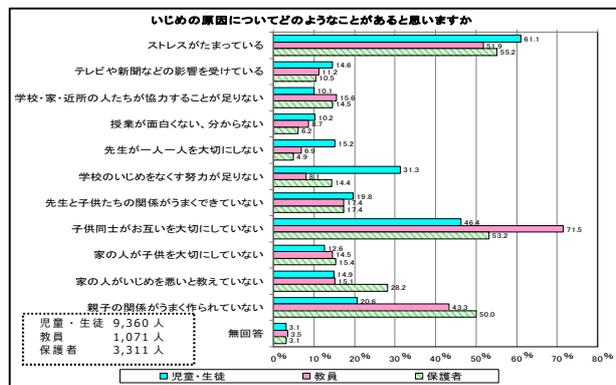
ウ 調査対象及び対象人数〔小学校(17校)、中学校(10校)、高等学校(6校)、特別支援学校 (4校)〕

対象	人数	備考
児童・生徒	9,360人	小学校第4学年～第6学年 3,720人 中学校第1学年～第3学年 3,302人 高等学校第1学年～第3学年 2,146人 特別支援学校小学部、中学部、高等部 192人
教員	1,071人	
保護者	3,311人	
都民（地域関係者）	634人	地域関係者、学校評議員など
関係機関の職員	311人	教育委員会、子育て支援センター、警察、児童館、図書館等の職員
合計	14,687人	

(2) 調査研究の分析

ア 児童・生徒のいじめに関する意識

(7) いじめの原因について（児童・生徒、教員、保護者）【複数回答】

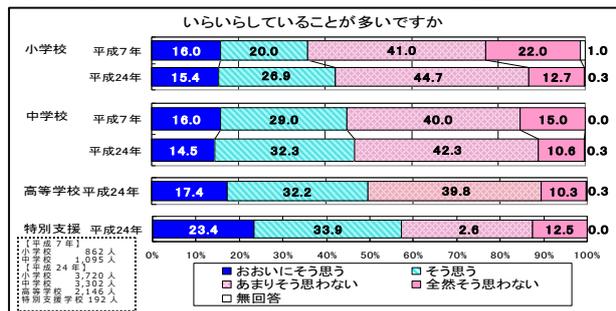


児童・生徒、教員、保護者共に原因として多く挙げられている項目は、差はあるものの、「ストレスがたまっている」、「子供同士がお互いを大切にしていない」であった。

「学校のいじめをなくす努力が足りない」の項目は児童・生徒は31.3%であり、教員、保護者よりも割合が高かった。また、「先生が一人一人を大切にしない」の項目も、児童・

生徒の意識と教員、保護者の意識の差が見られる項目であり、児童・生徒の15.2%が「先生が一人一人を大切にしない」ことがいじめの原因であると考えていることが分かった。

(4) 自分自身のことについて（児童・生徒）【単数回答】



「いろいろなしていることが多いですか」という質問に、平成7年度では小学校で36%、中学校で45%が「おおいにそう思う」、「そう思う」という回答をしていた。

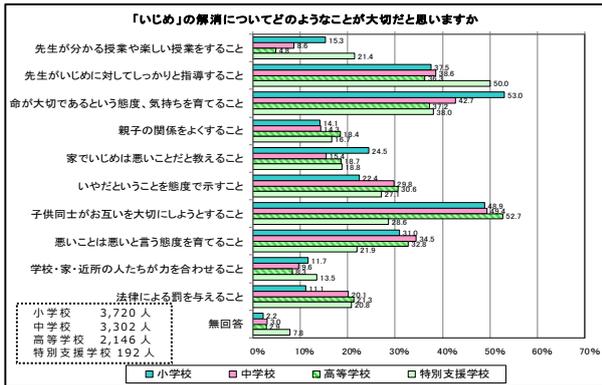
平成24年度では小学校で42.3%、中学校

では、46.8%であった。高等学校では、49.6%、特別支援学校では57.3%であった。

いじめの原因については、「ストレスがたまっている」、「子供同士がお互いを大切にしている」などの子供自身の問題と「先生が一人一人を大切にしない」、「学校のいじめをなくす努力が足りない」などの教員や学校の対応の問題が挙がっており、両面で考えていく必要がある。また、いじめの原因として挙げられている「ストレスがたまっている」ことは、「いらいらしていることが多い」内容には関連があると考えられる。

(ウ) いじめの解消のために大切なことについて

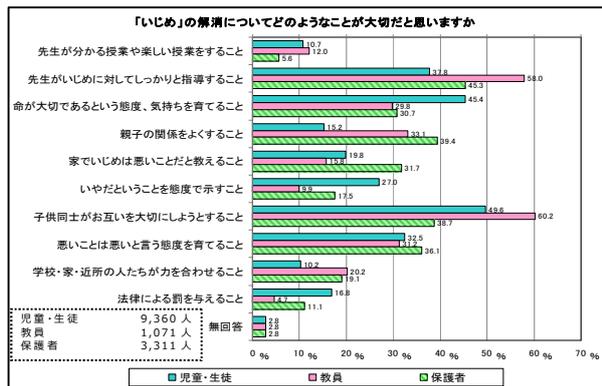
(小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の児童・生徒)【複数回答（選択3つまで）】



「いじめの解消について、どのようなことが大切だと思いますか」に対して、「先生がいじめに対してしっかりと指導すること」の項目は、どの校種においても35%を超えている。「子供がお互いを大切にしようとする」と「悪いことは悪いと言う態度を育てること」の項目では、特別支援学校は28.6%であるが、小学校、中学校、高等学校では約50%となっている。

(エ) いじめの解消のために大切なことについて（児童・生徒、教員、保護者）

【複数回答（選択3つまで）】



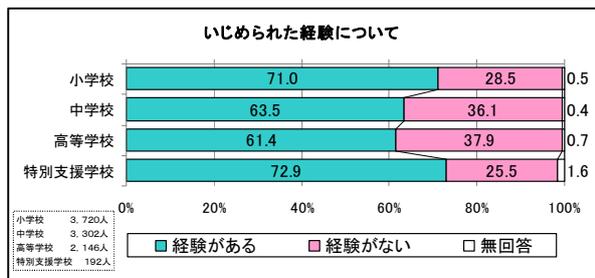
児童・生徒、教員、保護者共に「子供同士がお互いを大切にしようとする」、「先生がいじめに対してしっかりと指導すること」、「悪いことは悪いと言う態度を育てること」が大切であると思っている。

保護者においては、「親子関係」、「地域社会との関わり」が大切であると捉えている。

保護者は「親子関係」や「地域社会との関わり」が大切であると捉えている割合が多いことから、家庭の教育力の向上に向けた取組を学校から発信し、児童・生徒のよりよい成長を支えていかななくてはならない。

イ いじめられた経験の有無とそのときの気持ちについて

(ア) いじめられた経験について（児童・生徒）【単数回答】

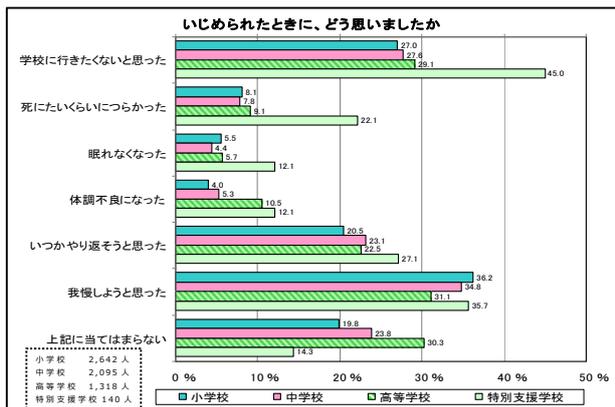


児童・生徒 9,360 人に対して、「冷やかしからかい」等の行為を、期間を限定せずに、受けたことがあるかを尋ねた。

その結果、いじめられた経験があると回答した児童・生徒は6,195人となり、どの校種も60%を超えている。小学校及び特別支援学校においては70%を超える児童・生徒がいじめられた経験をしていると回答している。

(イ) いじめられたときの気持ちについて【複数回答】

〈いじめられた経験がある児童・生徒〉



いじめられた経験のある児童・生徒に、いじめられたときの気持ちを質問したところ、「我慢しようと思った」がどの校種も30%を越えている。

「死にたいくらいつらかった」と回答した児童・生徒は、全校種で7%以上の割合であったが、特別支援学校の児童・生徒は22.1%と他校種に比べて高い割合にある。

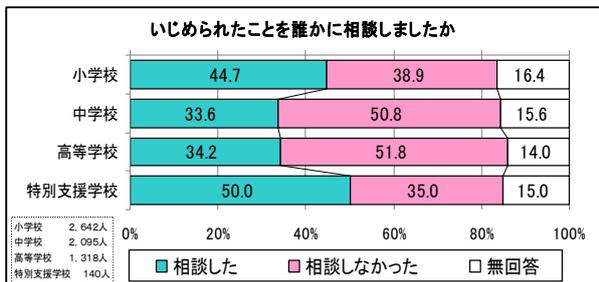
いじめられたときの気持ちに対しての質問に関しては、複数回答のため、いくつかの項目に回答している児童・生徒もいた。

「我慢しようと思った」の項目に関しては、いじめられても我慢していることによって、「眠れなくなる」、「体調不良になる」など、深刻化することも考えられる。このことから、我慢せず、誰かに伝えることが大事であることを児童・生徒に教えていく必要がある。

ウ 相談の経験について

(ア) 相談経験について（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の児童・生徒）【単数回答】

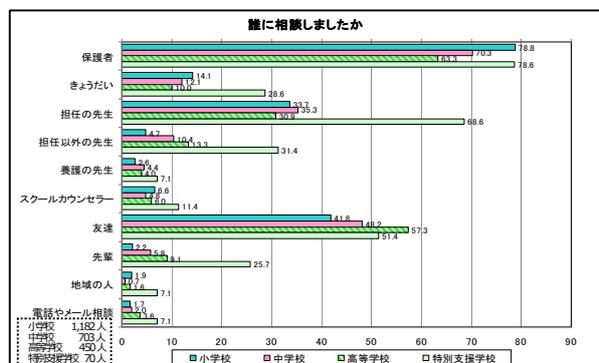
〈いじめられた経験がある児童・生徒〉



いじめられた経験がある児童・生徒のうち、いじめられたことを誰かに相談したかどうかについての設問では、全体の45.6%の児童・生徒が相談をしなかったと回答した。特別支援学校の児童・生徒は、50.0%が相談したと回答している。

(イ) 誰に相談しましたか（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の児童・生徒）【複数回答】

〈いじめられたことを誰かに相談した児童・生徒〉

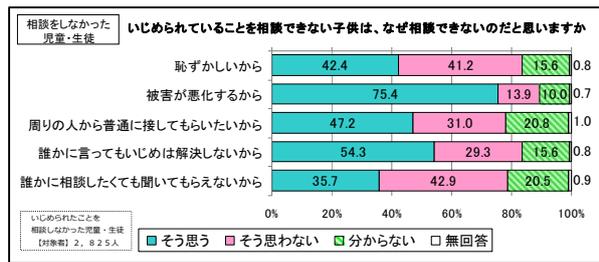


いじめを相談した相手で一番多かったのは保護者で、どの校種も60%以上の割合を示している。次に多かったのは、友達で、どの校種も40%以上の割合を示している。

スクールカウンセラーへの相談は、全体で6.1%となっている。また、電話やメールの相談は、全体で2.3%にとどまっている。

(ウ) いじめを相談できない理由について（児童・生徒）【単数回答】

〈いじめられたことを誰にも相談しなかった児童・生徒〉

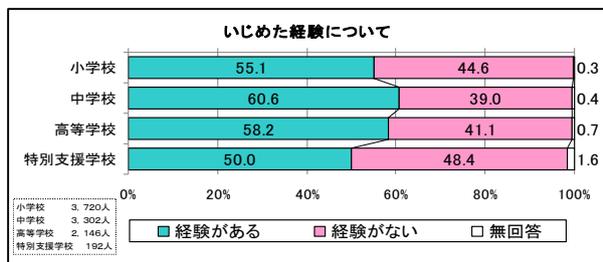


相談しない理由に関して、「被害が悪化するから」の割合が 75.4%と高く、「誰かに言ってもいじめは解決しないから」は 54.3%であった。「恥ずかしいから」という回答は、42.4%であった。

児童・生徒には、相談していじめが解決したり、状況がよい方向に進んだりしたという経験を増やすことが大切だと考える。また、発達段階を考慮すると、中学校・高等学校では相談する機会を意図的に増やすことなど、悩みを話しやすい相談環境をつくっていくことが重要である。

エ いじめられた経験といじめた経験の関係等について

(7) いじめた経験について（児童・生徒）【単数回答】



児童・生徒 9,360 人に対して、「冷やかしからかい」等の行為を、期間を限定せずに、行ったことがあるかを尋ねた。

その結果、いじめた経験があると回答した児童・生徒は 5,395 人で、どの校種も 50.0%以上である。

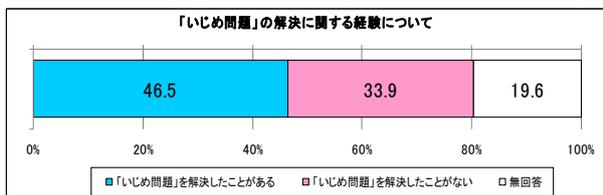
(イ) いじめられた経験といじめた経験の関係について（児童・生徒）

		いじめられた経験			合計人数 (%)は%
		ある	なし	無回答	
いじめた経験	ある	4391 (46.9)	983 (10.5)	21 (0.2)	5395 (57.6)
	なし	1790 (19.1)	2125 (22.7)	7 (0.1)	3922 (41.9)
	無回答	14 (0.2)	7 (0.1)	22 (0.2)	43 (0.5)
合計人数 (%)は%		6195 (66.2)	3115 (33.3)	50 (0.5)	9360 (100.0)

いじめられた経験といじめた経験との関連については、いじめられた経験といじめた経験がどちらもない児童・生徒は、2,125 人で、全体の 22.7%であった。

それ以外のほとんどの児童・生徒はいじめに関わっている。

(ウ) いじめを解決した経験について（教員 1,071 人）【単数回答】



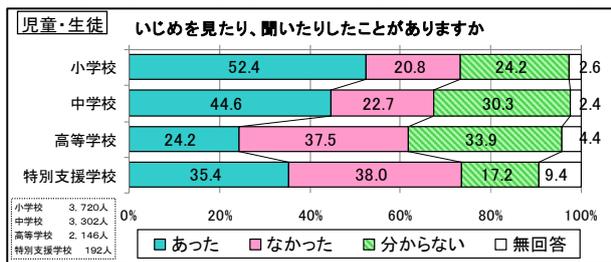
教員 1,071 人に、いじめを解決した経験があるかを尋ねたところ、解決したことがあると回答した教員は、498 人で全体の 46.5%となっている。

いじめられた経験といじめた経験との関連では、半数近くの児童・生徒が両方を経験している。このことから、いじめ問題を解決するためには、どちらか一方だけの指導ではなく、いじめられた子供、いじめた子供の両面での指導を適切に行っていく必要がある。

オ いじめを見たときの行動、理由について

(ア) いじめを見たり聞いたりした経験とその時の行動について

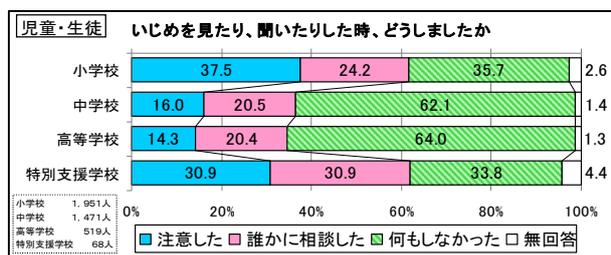
（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の児童・生徒）【単数回答】



「いじめを見たり、聞いたりしたことがあった」と回答した児童・生徒の割合は、小学校52.4%、中学校44.6%、高等学校24.2%、特別支援学校35.4%であった。「あった」と回答した児童・生徒に対し、「いじめを見たり、聞いたりしたとき、どうしましたか」と質問

したところ、「何もしなかった」と回答した児童・生徒の割合は、小学校で、35.7%、中学校で62.1%、高等学校で64%、特別支援学校で33.8%で、全体では48.9%であった。

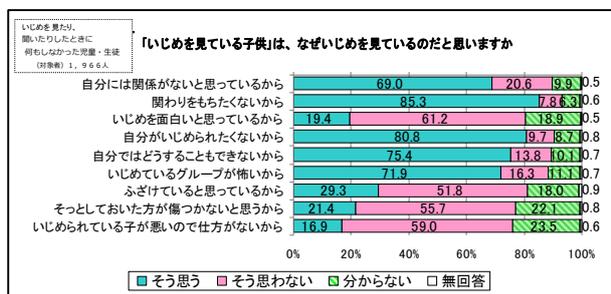
〈いじめを見たり、聞いたりしたことがある児童・生徒〉



どの校種においてもいじめは存在し、半数近い児童・生徒が見たり、聞いたりしていることが分かる。しかし、児童・生徒がいじめに気付いても、中学校・高等学校においては60%以上の生徒が、小学校・特別支援学校においても約40%の児童・生徒が「何もしなかった」と回答している。

(イ) いじめを見ている理由について（児童・生徒）【複数回答】

〈いじめを見たり、聞いたりしたときに、何もしなかった児童・生徒〉



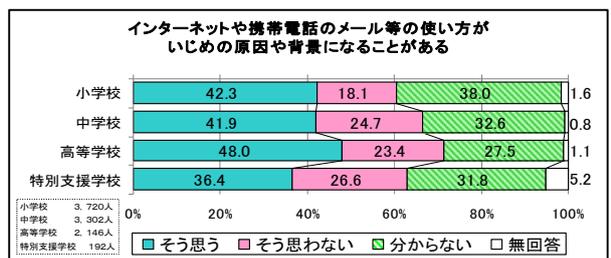
児童・生徒が、「いじめを見ている」理由の項目のうち、「関わりをもちたくない」、「自分がいじめられたくない」の2項目は、80%を越えている。また、「自分ではどうすることもできない」、「いじているグループが怖い」の項目の割合は、70%以上である。

児童・生徒が「いじめを見ている」理由として挙げた「関わりをもちたくない」、「自分がいじめられたくない」の項目に関しては、児童・生徒は自分にいじめの被害が及ばないように何もしない傾向があると考えられる。

また、「自分ではどうすることもできないから」、「いじているグループが怖いから」を理由に挙げていることから、児童・生徒に、いじめ解決のためには、大人に伝えることが大切であることを指導していく必要がある。

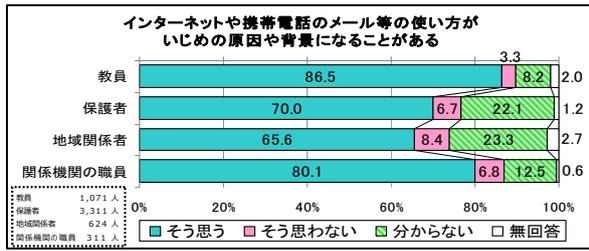
カ インターネットや携帯電話のメール等の使い方について

(ア) インターネットや携帯電話のメール等の使い方がいじめの原因や背景になることがある（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の児童・生徒）【単数回答】



インターネットや携帯電話のメール等の使い方がいじめの原因や背景になることがあると回答したのは、小学生で42.3%、中学校で41.9%であった。高等学校が一番多く、48%の割合である。

(イ) インターネットや携帯電話のメール等の使い方がいじめの原因や背景になることがある（教員・保護者・都民（地域関係者）・関係機関の職員）【単数回答】



インターネットや携帯電話のメール等の使い方がいじめの原因や背景になると回答したのは、教員が一番多く、86.5%、関係機関の職員が80.1%であった。地域関係者、保護者は「分からない」との回答が20%を超えている。

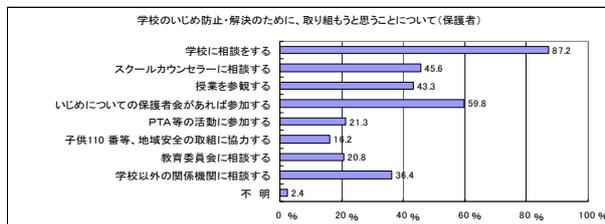
以上のことから、「インターネットや携帯電話のメール等の使い方がいじめの原因や背景になることがある」について、教員、保護者、地域関係者、関係諸機関の職員ほど、児童・生徒はインターネットや携帯電話のメール等の使い方がいじめの原因や背景になるとは考えていないことが分かる。

このことは、児童・生徒にインターネットや携帯電話そのものの知識が十分になかったり、学校裏サイト、チェーンメール、掲示板の書き込み等によるトラブルの恐ろしさを十分に認識していなかったりすることが原因として考えられる。

インターネットや携帯電話を活用する情報化社会に生きる上で、児童・生徒に対しては、情報モラルについて、これまで以上に、意図的、計画的に指導する必要がある。

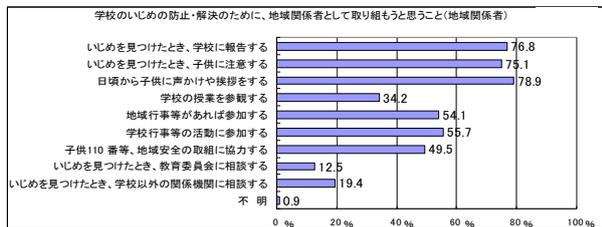
キ 学校のいじめ防止・解決のために、取り組もうと思うことについて

(7) 保護者（3,311人）【複数回答】



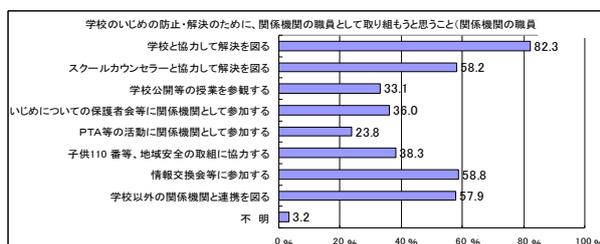
学校のいじめ防止・解決のために取り組もうと思うことについて、保護者の回答では、「学校に相談する」の項目が一番多く、87.2%となっている。保護者の相談をスクールカウンセラーにつなげられるように、学校はその役割などを更に周知する必要がある。

(イ) 都民（地域関係者）（634人）【複数回答】



都民（地域関係者）の回答では、「いじめを見つけたとき、学校に報告する」、「いじめを見つけたとき、子供に注意する」、「日頃から子供に声かけや挨拶をする」がともに75%を超えている。都民には、学校からの働きかけにより、子供に注意する、声かけや挨拶を行うなどの連携が期待される。

(ウ) 関係機関の職員（311人）【複数回答】



関係機関の職員の回答では、「学校と協力して解決を図る」の項目が82.3%となっている。また、「スクールカウンセラーと協力して解決を図る」の回答が58.2%であることから、学校は関係職員とスクールカウンセラーと連

携を図ることが重要である。

学校がいじめ問題を未然防止及び早期発見・早期対応するためには、保護者・地域の方との連携が欠かせない。特に、日頃から連絡を密にとり、児童・生徒の少しの変化も見逃さないように情報をお互いに共有できることがいじめの早期発見につながる。

ク いじめの経験と自尊感情との関連等について

(ア) いじめた経験やいじめられた経験と自尊感情の傾向との関連について

東京都教職員研修センターで開発した自尊感情測定尺度（東京都版）「自己評価シート」の22項目の結果といじめた経験やいじめられた経験との関連を見るために、個別の結果を分類・整理した。

「自尊感情」の定義（東京都教育委員会）
 「自分のできることとできないことなどすべての要素を包括した意味での「自分」を他者とのかかわり合いを通してかけがえのない存在、価値ある存在としてとらえる気持ち」
 自尊感情を構成する因子を分析し、三つの観点にわけ、その観点に基づいて自尊感情の傾向を把握している。

自尊感情の三つの観点

A 自己評価・自己受容 自分のよさを実感し、自分を肯定的に認める
 B 関係の中での自己 多様な人との関わりを通して、自分が周りの人の役に立っていることや周りの人の存在の大切さに気付く
 C 自己主張・自己決定 今の自分を受け止め、自分の可能性に気付く

自己評価シート
 児童・生徒が「私は今の自分に満足している」などの22の質問項目に対して、自分の気持ちに近いものに「あてはまる」、「どちらかといえばあてはまる」などの回答をする。回答した結果はABC、三つの観点ごとに集計することができる。

「いじめた」と「いじめられた」の組み合わせによる自尊感情3得点の比較（4点満点） 〈いじめた経験がある児童・生徒〉

	今いじめられている（調査時）	いじめられた経験がある	いじめられた経験がない
A 自己評価・自己受容	2.48	2.66	2.75
B 関係の中での自己	2.95	3.05	3.04
C 自己主張・自己決定	2.96	2.98	2.98
合計	2.80	2.90	2.92

〈いじめた経験がない児童・生徒〉

	今いじめられている（調査時）	いじめられた経験がある	いじめられた経験がない
A 自己評価・自己受容	2.60	2.83	2.88
B 関係の中での自己	3.12	3.26	3.21
C 自己主張・自己決定	2.99	3.09	3.03
合計	2.90	3.06	3.04

以上のことから、いじめられた経験がある子供は、いじめられた経験のない子供より自尊感情が低い傾向にある。また、いじめた経験がある子供は、いじめた経験のない子供より、どの観点も、自尊感情が低い傾向にある。

いじめの予防の観点から、自分のよさを実感したり、周りの人のよさに気付いたり、今の自分を受け止め、自分の可能性に気付いたりするなど自尊感情の3つの観点を高める教育を進めることは大切である。

3 事例研究

(1) 事例研究について

事例研究では、学校の課題を明らかにし、今後の対応策を検討するためにいじめを理由に命を絶った裁判事例、いじめによる自殺の訴訟での和解条項及び教育委員会の取組事例、都内学校の聞き取りからの事例を分析した。また、児童・生徒のいじめに対する意識などの実態を把握するために、臨床心理士が児童・生徒に対して聞き取り調査を行った。なお、本研究では、いじめを理由に自殺に至った事案を「深刻な事態に至った事例」とした。

ア 事例研究の内容

(ア) いじめの事例の分析

a 深刻な事態に至った事例分析

b 都内公立学校（管理職）からの聞き取りの事例分析

(イ) 臨床心理士による児童・生徒への聞き取り調査の分析

(2) いじめの事例分析

ア 深刻な事態に至った事例

判決文から読み取れる学校の課題

(ア) 当該生徒は中学校2年生で、転入した当初から複数生徒によるからかいを受けていた。その後、机を廊下に出されたり、教科書を捨てられたり、青あざを付けられるほどの暴力を振るわれたりしていた。

いじめが始まって3か月後の7月には、机、教科書にマーガリンを付けられるいじめが発生し、その日の夕刻に自らの命を絶った。

【本判決の要旨（一部要約）】

- 担任教諭は被害生徒が転校生でいじめの対象になる可能性があることを予め承知していた上、現にその後、被害生徒をめぐるトラブルが継続的に多発していたことを把握、認識していたもので、その中には本件いじめ行為のようにいじめと認識すべきものが少なからず存在しており、(中略)元々いじめの対象となりやすい生徒である被害生徒が現に複数の生徒からいじめられているものと認識して対応すべきであった。
- 担任教諭は、続発するトラブル、いじめを個別的、偶発的でお互い様のような面があるとのみ捉え、その都度、双方に謝罪させたり握手させたりすることによって仲直りをすることができ、十分指導を尽くしたものと軽信したために、より強力な指導監督措置を講じることを怠り、本件自殺という重大な事故の発生を阻止できなかったものと認められる。
- 当該生徒を「生徒指導上配慮を要する生徒」としながら、教諭が把握していた多数のトラブル、いじめの事実ですら、本件自殺後に至るまで校長らにおいて報告を受けておらず、同校長らにおいて報告を求めることもせず、その後当該中学校全体としての具体的な施策を全く行わなかった。

【本事例における考察】

- ・ 管理職は、「転入前の学校でいじめを受けていた」との保護者からの申告を受けて、明確な方針を立て、転入後の様子を組織的に注意深く見守っていく必要があった。

- ・ 担任は被害生徒へのいじめを偶発的でお互い様のような面があるとのみ捉え、個別対応で十分であると事態を軽視していたが、いじめが継続的に行われていることを前提とした指導をすべきであった。

(イ) 当該生徒に対し、中学校2年生から部活動のグループや同級生からの暴行や金銭強要が繰り返し行われていた。担任教諭は加害生徒に対して、注意を促す、握手をさせるなどの形式的な指導を行うだけであった。3年生になり、欠席や遅刻等の増加があったが、担任のみで対応し、家庭訪問等がされていなかった。

9月になり、集団で暴行を受けた後で学校を無断で欠席したことで、被害生徒の保護者が暴行の事実を知り、加害生徒とその保護者との話し合いがもたれた。次の日も学校を休み、自らの命を絶った。

【本判決の要旨（一部要約）】

- 2年生時の担任は、他の教諭から被害生徒が喧嘩や万引きの強要、暴行の被害を受けていることを聞きつけ、被害生徒宅を家庭訪問し、被害生徒に3年生から喧嘩や万引きを強要されていないか尋ねた。その際、被害生徒は当初は渋っていたが、加害生徒の名前を出し、被害事実を申告した。しかし、担任はその後、特にこの件について個別に対応しなかった。
- 保護者は3年生時の担任に対し、加害生徒から被害生徒宛てに頻繁に呼出しの電話が掛かってくるが被害生徒が嫌がっていると相談した。(中略)担任は、加害生徒に被害生徒らを近付けないようにと話すにとどまり、その後、特に関係生徒から事情を聴取するなどの個別の対応を取らなかった。
- 遅くとも被害生徒が3年生1学期の6月ころには、被害生徒が加害生徒らから暴行等を受けていた兆候があり、教員らは、被害生徒が暴行を受けていたことを予見可能だったというべきである。しかるに、教員らは加害生徒らの被害生徒に対する暴行等の兆候を看過し、被害生徒の自殺までの間、速やかにその実態を調査し、事実関係の把握に努め、加害生徒らに対し、適切な指導を行っていないから、被害生徒の生命や身体等の安全を確保する義務を怠った過失があるというべきである。
- 被害生徒は、9月に入り、無断で欠席したが、担任から保護者宛てに、被害生徒の無断欠席について、何も連絡がなかった。

【本事例における考察】

- ・ 様々な情報や生徒の様子から、いじめの兆候を察知できたのであるから、いじめの実態を調査するなどの情報収集をすべきであった。
- ・ 日常的な暴力行為や金銭の強要があったのであるから、警察等の関係機関と連携して、加害生徒に対して毅然とした指導を行う必要があった。
- ・ 被害生徒の保護者から加害生徒についての相談を受けていたので、暴行などが起きていないかどうかを注意深く見守り、無断欠席が続いたときには家庭と連絡を取り合うなど学校と家庭の連携を図る必要があった。

(ウ) 当該生徒は中学校2年生のときから、同級生に金銭の強要を繰り返されていた。その都度強要した生徒への指導は行われたが、中学校3年生になっても繰り返された。当該生徒は金銭を持ってこないと言われれば暴力も受けるようになった。

当該生徒は窃盗を繰り返したが、その理由が金銭を強要されていたことであった。学校側は事実をつかんだが窃盗に対する本人への説諭のみ行った。その後、生徒は家出をし、自らの命を絶った。

【本判決の要旨（一部要約）】

- 生徒らは、教師らの指導について、加害生徒ら問題行動のある生徒に対してそれが表面化した都度一応注意をするものの、指導が弱く逃げ腰で頼りにならないものと感じていた。そのため、生徒たちは、教師らに加害生徒の被害生徒らに対する加害行為を告げても仕方がないし、かえって告げたことにより被害生徒らや更には自分自身まで加害生徒から暴力を受けることになるのではないかと恐れ、これらの事実を教師らに進んで告げることは殆どなかった。
- 被害生徒は、2年生のころまでは、教師に事実を告げて、相談したこともあったが、教師らが将来にわたって加害生徒の暴力等を根絶する有効な措置を取らず、かえって酷い暴力を受けたため、その後は、教師らから尋ねられても加害生徒から受けた暴行や金銭強要の事実を話さないようになっていった。
- 被害生徒は以前にも同様の非行を繰り返していたことを告白すると共に、それが加害生徒の金銭強要に端を発していたことも告げたのである。(中略)被害生徒の訴えを受けた生活指導主任教諭は、担任教諭や校長に対して、教室荒らしの動機として述べた加害生徒の金銭強要という重大な事実を告げなかった。校長らも単なる教室荒らしとして捉えることとなり、被害生徒に対して説諭し、保護者を呼んで被害金品を弁償させることを被害生徒に承知させるというような対応をするに止まった。このような学校側の対応は、いわば被害生徒の必死の訴えを踏みにじるようなものであったと言わざるをえない。

【本事例における考察】

- ・ 周囲の生徒は、教員の表面的な指導を見て、自分自身が暴力を受けることを恐れ、いじめの事実を告げていなかったことから、周囲の生徒がいじめの事実を告げても暴力を受けることにならないような適切な指導を行う必要がある。
- ・ 2年生のときに教員に相談していたが、かえって酷い暴力を受けたため、その後は教員らから尋ねられても暴行や金銭強要の事実を話さないようになっていったことから、相談したことで被害が及ばないように当該生徒を守る必要があった。
- ・ 被害生徒からの訴えを聞いた教員が、直ちに校長や担任教諭に伝えていたら、学校側の認識を深める機会となっていた。

イ 和解に至った事例

(ア) 小学校6年生の女子児童が7通の遺書を残して自らの命を絶った。

当該教育委員会の調査によると、仲間はずし、言葉によるいじめと考えられる出来事が、遺書の中のいじめと考えられる記述と密接に関係しており、児童の間で行われた「仲間はずし」の積み重ねが、当該女子児童には耐えがたいものであったと最終的に判断している。当該児童の遺族が同級生の児童や保護者、担任教諭への聞き取りを行った内容には、教育委員会が確認したもの以外にも、「気持ち悪い（きもい）」等の言葉や仲間はずしなどによる当該女子児童へのいじめに、多数の児童が関わっていた状況が挙げられている。

【提示される課題】

- いじめられている子供が、周囲の大人に打ち明けられずに、又は、打ち明けても十分な対応がなされずに、一人で悩み・苦しんでいた状況があったと考えられる。
- いじめている子供が、いじめている時点で、その行為の重大さ、いじめられる側が感じている深刻さに気付いていない。
- 教員間に、いじめ問題への認識が十分に浸透しておらず、日常的な指導や、いじめの把握、いじめ発生時の対応等に適切さを欠くケース等も生じている。
- いじめの問題への対応が、学級担任等の個々の教員のみ任せられ、学校全体としての組織的な対応がなされていなかった。
- 家庭に対し、必要な情報提供がなされず、保護者等との連携による適切な対応ができなかった。
- 教育委員会が学校の実情を把握し、適切な支援を行う体制が機能しなかった。
- 自殺という最悪の事態に至った後に迅速な事実解明がなされず、保護者、関係者等に対しても、適切な説明がなされなかったケースがある。

【和解条項】（①から⑩番のうち④、⑤、⑥番のみ掲載）

- ④ 被告は、本件を教訓として、今後、本件と同様の事件について、市町村に対し、真相究明のために、必要に応じて、第三者による調査などを行う。また、被害者及びその親族の意見を聴く機会を設けるよう、指導すること。
- ⑤ 被告は、今後、本件と同種の事件について、真相究明のために、必要に応じて、第三者による調査などを行うこと。また、被害者及びその親族の意見を聴く機会を設けること。
- ⑥ 被告は、本件と同様の事件の再発防止のため、本件和解調書の写しを市町村教育委員会に送付すること。また、同教育委員会に対し、本件和解の内容を教職員に周知徹底するよう指導すること。

【教育委員会の主な取組】

- 「心の教育推進プラン」として、市民全体で再生していく基本方針を定めた。
- 外部講師による年2回のカウンセリング研修会の実施、いじめ早期発見・早期対応等を図る校内体制に関わる「いじめ問題指導マニュアル」を作成した。
- いじめ相談電話の設置、いじめ相談メールの開設、年間2回はいじめアンケートの実施、スクールカウンセラーの独自採用・配置、全校への教育相談員の配置、小学校4年生までの35人学級の導入、通級指導教室の開設等を行った。

ウ 東京都の事例

(ア) 中学校の生徒が同級生、同学年の生徒からのいじめにより自らの命を絶った。中学校1年生の4月から男子生徒に対するいじめが始まった。当初は「からかい」だったが、しだいに、特定の生徒による暴力が始まり、身体的な攻撃、言葉による暴力もあった。いじめに加わる者は同級生が大半であったが、他学級の生徒も加わっていた。また、多くの傍観者がいた。

9月になっても、特定の生徒による身体的な攻撃が継続したと同時に周辺の生徒による「〇〇菌」、「きもい」などの言葉によるいじめが増加し、「排除・無視・軽視」の雰囲気学級及び他学級に醸成させた。部活動の中でも同じ学年の生徒によるいじめがあった。生徒をいじめる状況は学級を中核にして広範囲に広がり、継続していた。

【本事例の課題】（当該教育委員会のいじめ調査報告書からの分析）

○校内体制の課題

- ・ 担任は、当該生徒からの訴えに対しても「このくらい大丈夫だろう」と考え、いじめを見逃してしまうなど、いじめに対する認識は極めて低かった。
- ・ 加害生徒から何度も暴力を受けていることにも一切気付かず、ものが壊されることについて、再度の訴えがないことによりいじめは解消したと考えるなど、いじめへの対応を形式的に行っていたと指摘せざるを得ない。
- ・ 同学年の他の教員も、見かけていたり、なんとなく嫌な雰囲気を感じていたりしながら、学年会で報告することはなかった。そのため、学年会において、一つ一つの行為を結び付けて考えてみたり、行為の意味について深く掘り下げたりすることができなかった。
- ・ 学年主任に運営が委ねられている部分が多く、管理職が学年運営に口を出せない当該校の状況があった。何かあれば報告してくると考え、学年の経営方針に対し管理職から指導することもなかった。実際は管理職への事後報告が多く、場合によってはその事後報告さえないこともあった。

○教員の課題

- ・ ほとんどの教員が本事案をいじめとして認識していなかったなど、学校全体のいじめに対する認識の低さがうかがえる。今回、聞き取りをした多くの教員は当該生徒を「いじられキャラ」として軽く考えており、「そこにいじめの芽があるのではないか」といった捉え方ができていなかった。
- ・ 当該校では「うざい」、「きもい」、「死ね」などを日常的に使っている生徒の実態があるが、今どきの子供にとっては、当たり前という感覚が教員にはあった。

○その他の課題

- ・ 生徒からの聞き取りでは、当該生徒は小学校時代もいじめられていたとある。しかし、小学校からの聞き取りでは、その点の情報は一切なく、中学校の教員は今回の事案が発生するまで全く知らなかった。小学校のスクールカウンセラー等も当該生徒のことをほとんど把握しておらず、いじめに関して特別な配慮を要する生徒であるという認識がなかった。

【教育委員会の主な取組】

- ・ いじめ問題対策チームの設置及び体制整備
- ・ スクールソーシャルワーカーの配置
- ・ 学級アセスメントの実施
- ・ 学校検証委員会の設置と関係機関等の連携
- ・ 目安箱の設置とホットラインの充実
- ・ 生徒会の活性化
- ・ いじめ根絶宣言の周知

エ 都内公立学校（管理職）からの聞き取りの事例

(7) いじめのアンケートにより早期発見・早期対応した事例

小学校4年生女子児童A、B、Cの3名は同じ学級の仲のよいグループであった。しかし、AがBと仲良くしていたCの悪口を言ったことがきっかけで、BとCが、Aを仲間外れにするようになった。

6月に学校独自に行ったいじめアンケートを通して、前述のいじめが発覚した。BとCからきつい言葉で非難されていたAは傷付いており、学校に行きたくないとのことであった。担任は、いじめの事実を管理職等に報告した後、3人の保護者に連絡をして状況や対応について報告した。

また、児童一人一人に対して、自分の行為の改善点を自覚させつつ、3人の和解を図った。11月に実施したアンケートでは、「いじめはない」との結果であった。

【いじめの問題の解決に向けた学校の対応】

- ・ A、B、Cの児童一人一人から聞き取りを行い、事実を確認した。
- ・ 担任は児童一人一人に自分の行為の改善点を自覚させて、3人の和解を図り、その後も様子を丁寧に観察した。7月には、仲良く関わる様子が見られた。

【保護者との連携】

- ・ 児童3人の保護者に連絡し、本件について報告を行った。
- ・ Aの保護者に対しては、学校で事実関係を把握していること、また、児童B、Cに指導を行っていることなどを報告し安心してもらうと同時に、児童Aの反省点について、家庭で助言をしてもらうように依頼を行った。
- ・ 夏季休業中の個人面談で、各児童のその後の家庭での様子を把握するとともに、学校での様子を伝えた。

【教職員間の連携】

- ・ 担任はアンケートの内容を生活指導主任、副校長に報告した。
- ・ 生活指導主任・副校長は、担任や学年の教員と話し合う機会を設け、対応方法の検討を行った。

【本事例における考察】

- ・ アンケート結果を受けて、すぐに児童から話を聞くなどの迅速な対応を行い、いじめに対する初期の対応方法が明確になっており、組織的に対応している。
- ・ いじめ解消後も、定期的・継続的にアンケートを実施するなど再発防止に取り組んだ。この事例では、相手の悪かったところを聞き取りつつ、それを自分の行動の振り返りに結び付けている。どのように行動すればよいかを考えさせることは、児童・生徒のコミュニケーション能力を高め、今後のいじめの予防につながると考えられる。

(イ) 生徒へのいじめの理解が十分でなく、いじめが継続して行われていた事例

中学校3年生男子生徒Aが生徒5人から暴行を受け、近くにいた教員が制止した。連絡を受けた生活指導主任は、生徒Aに事情を聞いた。上記以外にも、脅される、カードを盗まれる等のいじめがあったことが分かった。

担任は生徒5人に話を聞いたが「からかっていただけ」と反省していない様子が見られた。生活指導主任と学年主任は、相手の立場に立って考えるよう指導し、生徒Aに対して謝罪させたが、理解していない様子が見られた。さらに、相手の気持ちを考えて行動する重要性といじめに関する正しい認識と法的責任が問われる問題であることを指導した。

担任は、Aの保護者に本件の概要と生徒5人への指導の経過を説明し、生徒5人の保護者にも連絡した。校長、生活指導主任が家庭訪問をし、生徒Aの保護者に生徒Aを見守り、いじめへの対応を継続的に行うよう話をした。

【いじめ問題の解決に向けた学校の対応】

- ・ 学年集会で、いじめの事実を伝え、人の命の大切さ、人の気持ちが分かるように心の指導、いじめに関する法的責任に関する指導を行った。

【保護者との連携】

- ・ 家庭訪問時に、生徒Aの保護者は「今度危害を加えたら警察に被害届を出す。」と訴えた。校長から、学校で今後も注意深く見ていくこと、家庭での様子を伝えてほしいこと等を伝えた。保護者へは学校側から随時、様子を報告することを伝え、保護者からもAの様子を知らせてもらうようにした。

【教員間の連携】

- ・ 生徒Aの様子を教員全員で気を付け、何か起きればすぐその場で指導し、内容を担任や学年主任、管理職へ報告することとした。
- ・ 週1回の生活指導部会で、不登校生徒の現状や学年で起きたことを報告し合うことにした。また、朝の打合せ時に生活指導上、早く対応しなければならない事故を報告する場を設定した。
- ・ 事故報告の流れは、担任・顧問等→学年会→生活指導部会→管理職と設定し、漏れなく直ちに伝わるように共通理解を図った。

【本事例に対する考察】

- ・ 本件は、生徒がいじめへの正しい理解がなかったために、ふざけていたことがエスカレートして起こっている。生徒には、いじめへの正しい理解と法的責任が生じる問題であることを指導する必要がある。
- ・ いじめにつながる行為を抑制できる力を生徒に身に付けさせる必要がある。
- ・ 暴行事件が起こるまでAがいじめられていることに気が付かず、「ふざけ」と捉えていたため対応が遅れた。
- ・ 休み時間などは、生徒の様子を把握するために、複数の教員による観察が必要である。

(3) 臨床心理士による聞き取り調査の分析

ア いじめられた経験の相談について

(7) いじめられたことを相談した相手及び内容について

- 自分の身近な人物に相談すると考えられることから、相談したいと思ったときに相談できるように、日頃からの人間関係を良好なものにする。
- 教員は、相談を受けるときの態度や相談に対する助言の在り方など相談に関する技能を身に付けておく必要がある。
- 児童・生徒に、友達からいじめの相談をされたときの対応の仕方などを身に付けさせることが重要である。
- いじめに関する本人からの相談だけでなく、いじめられている兆候は保護者が発見することも少なくない。日頃から家庭と連携を図り、保護者からの情報収集や相談に対する姿勢や相談された時の対応を啓発する必要がある。
- 特別支援学校での聞き取り調査では、「うざい」、「きもい」、「のろま」といった言葉や、不快に思うあだ名を言われること、鞆や靴を隠されたり、ものを壊されたりなどの暴力行為を受けたりしたことなどがいじめの態様として挙げられた。教員は障害のある児童・生徒の特性を理解するように努め、障害が原因でいじめが発生することがないように、周囲の児童・生徒にも障害についての理解を促すなどの指導が必要である。

イ いじめられた経験を相談しなかった事例

(7) いじめられたことを相談しない理由について

- 中学生の中に「我慢すれば済む」、「他の人に迷惑をかけたくない」と答えた生徒もいた。相談しなかった理由についての聞き取り調査の結果は、意識調査の結果とほぼ一致していることが分かった。

(相談しない理由)

【担任】「先生がみんなに話して、そのことで友達がいなくなると思ったから」、「話が広がってしまうのが嫌だから」など

【スクールカウンセラー】「どこにいるのか分からない」、「いろいろな人がいて話せない」、「話は聞いてくれそうだが解決策にはならない」、「周囲が気になる」など

【養護教諭】「情報が漏れそう」、「相談しにくい」、「大事になる」など

【家族】「分かってもらえない」、「困らせたくない」、「親と不仲である」など

【母親】「母親は忙しい」、「自分のことにあまり関心がない」、「相談するのが面倒だし、言おうと話が大きくなる」など

【友達】「陰で言われそうで信用できない」など

- 児童・生徒に、相談してよかったと思える経験を増やしていく必要がある。
- 学校での相談に関しては、スクールカウンセラー、担任、養護教諭ともに、相談しにくい要因があった。スクールカウンセラーの役割や相談日などの周知とともに、児童・生徒に相談することは恥ずかしいことではないという意識を育て、安心して相談できる環境を整える必要がある。

(イ) 相談できる条件について

- 相談者の対応の仕方によっては相談すると回答した児童・生徒が多かった。
- 「アンケートなら書ける」、「よほど悲しいことがあったら相談する」、「自分がもっと活発な性格だったら相談する」、「いかなる状況でも相談しない」等があった。
- 相談を受ける側の対応、相談方法などを改善することによって、児童・生徒にとって相談しやすい環境を整えることができると考えられる。

ウ いじめた経験の事例**(ア) いじめの内容といじめをした理由について**

- 「軽く」や「ちょっと」、「遊ぶふりをして」というように、自身の行為を軽く表現する様子が見られた。
- 授業中にうるさくする子がいて、クラスの全員で注意しているとき、自分も一緒になって強く言うという内容があった。
- リーダーに言われて、仕方なく無視をしたという内容があった。

(いじめをした理由等)

- ・ 「ふざけていて面白かったから」、「恥ずかしがっている姿が面白かったから」という「面白いから」を理由とする答えが最も多い。
- ・ 「相手がやってきたから仕返しをした」、「みんながやっていたので流された」、「いらいらしていたから」等もあった。
- ・ 児童・生徒が相手の気持ちを考えずに行動していることや自分で善悪の判断をせずに、周りの雰囲気流されていじめを行ってしまうことが考えられる。いじめ問題への正しい知識といじめは法的責任が生じる問題であることを理解させるとともに、自分の気持ちをコントロールする手段を身に付ける必要がある。

(いじめていたときの気持ち)

- ・ 「嫌だった」、「怒りの気持ち」、「面白かった」、「相手が嫌なことをしてこなければやらないのに」、「そんなに相手が嫌だと思っていることは知らなかった」等があった。

エ いじめを見た経験の事例**(ア) いじめを見たときの行動とその理由**

- 小学校では、「注意した」、「先生に言った」と答えた児童は少なく、中学校・高等学校では更に減った。
- 「何もしなかった」理由としては、「怖いから」、「自分がされる側になるのが嫌だから」、「止めると自分がいじめられるから」、「周囲の雰囲気に逆らえないから」等、「自分がいじめられたくないから」と答えた児童・生徒が最も多かった。
- 意識調査でも、「何もしなかった」理由が「関わりをもちたくない」、「自分がいじめられたくない」と回答している児童・生徒が約 80%であることから、聞き取り調査での結果とほぼ一致していると言える。

第4 研究のまとめ

1 いじめ問題への対応における課題及びいじめが深刻化した原因、課題に対する解決策

研究のまとめとして、いじめ問題への対応における課題と深刻化した原因を「子供の意識など」、「教員の対応力」、「学校体制の整備と関係機関との連携」の3点に分類した。また、課題に対する解決策を分類した観点に合わせて示した。

(1) 子供の意識など

●いじめ問題への対応における課題及び原因

いじめられる子供、いじめを見ている子供が相談できない

- いじめられた子供は、被害が悪化する、弱い自分を認めることになり、恥ずかしい、周りに心配をかけたくないなどの理由で相談しない。
- いじめを見ている子供は、関わりをもちたくない、自分がいじめられたくないなどの理由からいじめを大人に伝えていない。

いじめが及ぼす影響を軽く考えている

- 遊びの感覚でいじめを行ってしまうなど、いじめが相手の心を深く傷付けるという理解が十分でない面がある。
- いじめた子供は「軽く」、「遊ぶ振りをして」など自身の行為を軽く表現する様子がある。
- いじめが法的責任を伴う行為になることがあるという理解が十分でない面がある。

自分の感情をコントロールする力が不足している

- いじめの原因がストレスにあると考えている子供が多く、「いらいらしていることが多い」と意識調査で回答した子供が約半数程度いた。
- 自分の感情をコントロールする力の不足がいじめにつながっている可能性がある。

相手が傷付く言葉を軽い気持ちで使ってしまう

- 「うざい」、「きもい」などの言葉を日常的に使用している実態がある。

●課題に対する解決策

子供の意識を変える！

子供が相談できる環境をつくる

- 学校は子供からの相談を受け、いじめ解決に向けて真剣に取り組むことを子供に周知する必要がある。
- 面接の定期的な実施やアンケート調査の質問の仕方を工夫することが考えられる。
- いじめの情報収集のためには、目安箱を設置することや学校へメールで情報を送信できる相談メールなどを設定することも考えられる。

いじめに関する子供の意識を醸成する

- 子供に向けて、いじめに関する正しい知識を伝えるための指導や自分の気持ちを調節できるような力を育てる指導を行う必要がある。
【考えられる指導】
- ◎ いじめについての法律及び法的責任を明確にした授業や、言葉の暴力に関する指導
- ◎ 自分の感情を上手にコントロールできるようなストレスマネジメントなどの指導
- ◎ 自分の怒りの気持ちを静めるようなアンガーマネジメントなどの指導
- ◎ 自分の考えを伝え、相手の考えを受け止めるようなコミュニケーション力を高めるなどの指導
- ◎ 自分のよさや他の人のよさを知り、自尊感情や自己肯定感を高めるなどの指導

(2) 教員の対応力

●いじめ問題への対応における課題及び原因

教員が子供からの兆候を的確に把握できていない

- 子供の言動をふざけと捉え、いじめにつながる行為と認識しない等いじめに対する認識が低く、教員がいじめの事実を見逃してしまう。
- 様々な情報や子供の様子からいじめの兆候を察知できたにもかかわらず、いじめの実態を調査する等の情報収集が図られていない。

教員にいじめ問題への対応力が不足している

- いじめの情報を子供から得ていたが一過性の暴力行為としての指導にとどまり、それを一連のいじめと捉えた指導をしていない。
- 被害を受けた子供の心情等を加害の子供に十分伝えられず、加害の子供が十分に反省していじめをやめる状況には至らず、逆に被害の子供がいじめの状況を教員に伝えなくなってしまう。
- 当事者への指導だけで周囲の子供への指導がなされていない。
- いじめを受けている子供からの訴えがないことから、いじめは解消したと考えるなど、継続した事後観察ができていない。

保護者との連携が十分に図られていない

- 欠席・遅刻が増えた子供の状況を保護者に伝え、欠席・遅刻の増加の背景にあったいじめについて保護者とともに解決していこうという姿勢が十分でない。
- 「親への連絡をやめてほしい」という子供からの訴えを聞き、事態が深刻化するまで保護者への経過報告がなされていない。

●課題に対する解決策

教員の対応力を高める!**教員が子供の訴えを確実に把握する**

- いじめの訴えを確実に把握するためには、いじめの情報を匿名メールなどで得た場合、在籍する子供全員を対象にした緊急面接等を行い、被害者を特定する必要がある。
また、本人が、直接相談しない場合であっても、出席状況の変化、授業や休み時間の様子などについて、日々、全教職員で情報交換を行い、いじめの萌芽を確実に把握する。
- 子供がいじめに関して話したがない場合には、子供が話しやすい教員（部活動の顧問等）が声をかけ、面接で情報を把握することも考えられる。

教員の意識を向上させる

- 教員は毎日、授業終了後に職員室に戻ったときに、子供の様子や気になったことなどささいなことでも気軽に話し合い、いじめではないかと疑う意識を高めていくことが重要である。

教員の対応力を向上させる

- いじめを深刻化させない取組として、教員一人一人の取組はもとより管理職も校内を巡回し、子供のわずかな変化も学年や生活指導部に伝えることが必要である。毎日、担任と副担任で、給食活動や清掃活動を子供と行うといった授業以外での子供の様子を把握しておくことが求められる。
- 実際のいじめへの対応力向上のために、いじめられた児童・生徒への心のケアやいじめに関わった児童・生徒への対応の仕方など、スクールカウンセラーを講師とした校内研修の実施も効果的である。

(3) 学校体制の整備と関係機関との連携

●いじめ問題への対応における課題及び原因

担任が抱え込み、組織的な情報の収集や共有が十分でない

- 担任だけで解決できると考え、校内の情報共有ができていない。
- いじめと疑われる行為を見かけた教員が学年会や管理職に報告していない等、組織としていじめに関する情報収集が十分でない。

管理職としての職責が果たされていない

- 管理職がアンケートの結果を確認せず、いじめの兆候を見逃している。
- 転入生の保護者から前籍校でのいじめを申告されていたが転入後の状況を注意深く観察させるなど、明確な指示が出されていない。
- 学年運営が学年主任に任されており、管理職が学年運営に指示が出せない状況がある。

スクールカウンセラーが十分に活用されていない

- 担任から養護教諭やスクールカウンセラーにいじめの相談がないなど、校内の教育相談機能が十分に活用されていない。
- 臨床心理士による聞き取り調査の中では、スクールカウンセラーの来校日などの情報が子供に伝わっていない状況がある。

関係諸機関との連携が十分ではない

- 暴行や金銭の強要などが、警察や少年センター等の関係機関との連携が図られず、加害の子供に毅然とした指導ができていない。

前籍校との引継ぎが十分でない

- 転入前の学校でのいじめについての申告が保護者からあったにもかかわらず、当該の子供に対する観察や対応が十分にできていない。

●課題に対する解決策

学校体制の整備と関係機関との連携を図る!

学校いじめ対策委員会の設置及び実効的な組織対応・継続観察

- 校内組織を活用し、いじめ問題の担当教員が情報の集約を行い、具体的な対応を指揮することが必要となる。
- 学校サポートチームを活用し、関係機関と連携する。解決困難な場合は教育委員会の担当に支援を要請する。
- 複数の教員が休み時間等に校内を巡回し、気になる子供の情報を捉えておくことが大切である。子供の様子をメモ等に記録し、保管する等、情報共有が組織的な対応につながる。
- 解決した案件でも卒業まで継続して観察し、共有した情報を管理職に報告することが大切である。

スクールカウンセラーの活用による相談体制の工夫を行う

- 朝の学級活動や校内放送でのスクールカウンセラーの来校日や勤務時間等の周知、いじめの認知件数が多い学年へのスクールカウンセラーの全員面接の実施なども考えられる。
- 教員の悩みをスクールカウンセラーが相談できる体制やスクールカウンセラー来校日に教育相談部会を設定し、子供の情報を共有することも有効である。相談を受けた教員は養護教諭と連携しスクールカウンセラーにつなげる。

保護者や地域、関係機関からの情報を把握及び連携の強化を行う

- 保護者が以前の担任や管理職等の話しやすい教職員と面談ができるようにする必要がある。
- ホームページや学校便りで「いじめ等の問題」の取組について紹介し、学校外でいじめに気付いた際の連絡先の電話番号と担当者を周知しておくことも有効である。
- 関係機関を訪問し、確実に情報を把握することが考えられる。

2 今後の検討課題

本研究の結果を受け、本研修センターとして次のことを検討していく。

(1) 「いじめ問題に関する教員研修」の実施

いじめ問題の未然防止及び早期発見・早期対応に対しては、教員一人一人の意識を高め、いじめ問題への対応力を身に付けさせる必要がある。

そのために、採用前を含め、経験年数や職層に応じたいじめ問題に関する教員研修体系を策定し、これに基づいた研修を平成26年度から実施する。

(2) 「いじめ問題に対応できる力を育てるためにーいじめ防止教育プログラムー」の作成・活用

これまで、いじめが社会問題化されないといじめがなくなったかのように思われることがあった。しかし、本研究でこれまで述べてきたように「いじめは、どの学校、どの学級、どの幼児・児童・生徒にも起こりうるものである」ことを念頭に置いて、全ての児童・生徒にいじめ問題に対応できる力を身に付けさせるための教育を、学校が意図的・計画的に行う必要がある。

そこで、児童・生徒同士の人間関係を豊かにする学習や子供がいじめの法的責任を学ぶ学習の実践例をはじめとした「学習プログラム」、いじめ問題に関する基礎的な知識や校内研修で活用できる事例、教員の対応力を高める研修例などを掲載した「いじめ問題に対応できる力を育てるためにーいじめ防止教育プログラムー」を作成して、学校及び教員に配布し、教職員研修センターの研修、指導主事等による学校訪問で活用するとともに、日常の授業や各教育委員会、各学校、地域で実施する研修会で活用していく。

さらに、今後は、「いじめ問題に対応できる力を育てるためにーいじめ防止教育プログラムー」に示された「学習プログラム」を、どのように教育課程に位置付け、効果的に実施していくかを検討するための研究が必要であると考えている。

○ 参考文献・資料等

- ・いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
- ・いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）
- ・いじめについて、正しく知り、正しく考え、正しく行動する
（文部科学省国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター 平成25年7月）
- ・いじめの追跡調査2010－2012
（文部科学省国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター 平成25年7月）
- ・「ネット上のいじめ」から子供たちを守るために一見直そう！ケータイ・ネットの利用の在り方を一子供を守り育てる体制づくりのための有識者会議まとめ【第2次】
（文部科学省 平成20年6月）
- ・情報モラル指導モデルカリキュラム（文部科学省）
- ・指導モデルカリキュラム（文部科学省）
- ・生徒指導提要（文部科学省 平成22年3月）
- ・「生活指導リーフ いじめの理解」（国立教育政策研究所）
- ・「これだけは押さえよう ～生徒指導 はじめの一步～」（国立教育政策研究所）
- ・「生活指導リーフ いじめの未然防止Ⅰ・Ⅱ」国立教育政策研究所
- ・「規範意識をはぐくむ生徒指導体制 ―小学校・中学校・高等学校の実践事例22から学ぶ―」
（国立教育政策研究所）
- ・いじめ問題に関する取組事例集
（文部科学省国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター 平成19年2月）
- ・昭和59年度から昭和61年度いじめ-いじめられの心理と構造に関する基礎的研究
（東京都立教育研究所 相談部教育相談研究室 昭和62年）
- ・平成7年度「いじめ問題」研究―いじめ解決の方策を求めて―
（東京都立教育研究所 平成8年3月）
- ・平成9年「いじめの心理と構造を踏まえた解決の方策」（東京都立教育研究所 平成10年3月）
- ・子供の自尊感情や自己肯定感を高める指導資料【基礎編】
（東京都教職研修センター 平成22年3月）
- ・子供の自尊感情や自己肯定感を高める指導資料【発展編】
（東京都教職研修センター 平成23年3月）
- ・人権教育プログラム（学校教育編）（東京都教育委員会 平成25年3月）
- ・生活指導研修資料「学校におけるいじめ問題の解決に向けて」（東京都教育委員会）
- ・インターネット・携帯電話利用に関する実態調査報告（東京都教育委員会 平成23年度）
- ・DVD「STOP！いじめ あなたは大丈夫？」（東京都教育委員会 平成25年3月）
- ・東京都道徳教育教材集＜小学校1・2年生版＞（東京都教育委員会 平成25年3月）
- ・東京都道徳教育教材集＜小学校3・4年生版＞（東京都教育委員会 平成25年3月）
- ・東京都道徳教育教材集＜小学校5・6年生版＞（東京都教育委員会 平成25年3月）
- ・東京都道徳教育教材集＜中学生版＞（東京都教育委員会 平成25年3月）
- ・在外教育施設安全対策資料【心のケア編】（文部科学省 平成15年3月）